

重要事項説明書

地域密着型通所介護事業所
日常生活支援総合事業

社会福祉法人 長松会
通所介護事業所 春風荘

重 要 事 項 説 明 書

あなたに対する通所介護サービス提供開始にあたり、厚生省令39号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

当施設は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定第 4270800164)

介護保険法第7条の11

この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者等について、老人福祉法第5条の2第3項に規定する厚生省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）その他の日常生活上の世話であって厚生省令で定めるものに機能訓練を行うことをいう。

1 事 業 者

事業者の名称	社会福祉法人 長松会
法人の所在地	長崎県松浦市御厨町里免 395 番地 1
電話番号	0956 (75) 2888 FAX0956 (75) 2183
設立年月日	平成2年5月21日

2 ご 利 用 施 設

施設の名称	通所介護事業所 春風荘
施設の所在地	長崎県松浦市御厨町里免 384 番地 1
管理者名	朝 永 春 郎
電話番号	0956 (75) 2889 FAX0956 (75) 2900
開設年月日	平成3年3月27日
利用定員	18人

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業種類	指定年月日	長崎県知事指定事業者番号
特別養護老人ホーム	平成12年2月1日	4270800206
短期入所生活介護	平成12年2月1日	4270800172
居宅介護支援事業	平成12年2月1日	4270800154

※ 「介護扶助」給付に伴う指定介護機関の指定を受けています。

4 通常の事業実施区域

通常の事業の実施地域は、松浦市（鷹島町・福島町以外）の区域とする。

5 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>社会福祉法人長松会が経営する介護老人福祉施設特別養護老人ホーム青山荘併設の通所介護事業所春風荘が行う指定通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導員、看護職員、介護職員及びその他の従業者が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とします。</p>
運営の方針	<p>事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立った、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるように援助をおこないます。</p> <p>事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護派遣施設等、保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

6 施設の概要（短期入所生活介護事業所春風荘）

敷地	敷地面積	2,819.81 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造3屋建 1階部分
	延べ床面積	1,923.2 m ²

主な設備

室名	室	面積	室名	室	面積
食堂・機能訓練室	1	147.84 m ²	脱衣室	1	8.29 m ²
静養室	1	6.863 m ²	便所	5	19.54 m ²
事務室	1	10.64 m ²	倉庫	2	26.61 m ²
厨房	1	54.14 m ²	汚物・洗濯場	1	1.41 m ²
相談室	1	6.63 m ²	その他		25.63 m ²
事務室	1	10.64 m ²			
浴室	1	16.65 m ²	合計		270.137 m ²

7 職員体制

従業者の職種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非常勤		
		専	兼	専	兼	
管理者	1	1				施設長資格認定
生活指導員	1	1	2			社会福祉主事・介護福祉士
看護職員	2		1		1	准看護師（機能訓練と兼務）
介護職員	2	2	2			社会福祉主事・介護福祉士
機能訓練指導員	1		1		1	准看護師（看護職員と兼務）

※ 上記職員数については、変更があることがあります。

生活指導員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、生活支援を行う。

看護職員・・・ご契約者の健康管理や療養上の世話をを行います、日常生活上の介護・介助・機能訓練などを行います。

介護職員・・・ご契約者の日常生活上介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。また、送迎・入浴・食事等の援助を行います。

営業日	通常月曜日 ～ 土曜日 但し、8月13日～8月15日・12月29日～1月3日は休日です。
提供時間	通常午前9時30分 ～ 午後4時45分 但し、ご契約者及びその家族の要望により需要がある場合にはこの限りではありません

8 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管理者	8：30 ～ 17：30（月8回公休）
その他従業者	8：30 ～ 17：30（月8回公休）

9 提供するサービスの概要及び利用料

(1) 食事

- ① 栄養士の立てる献立表により、栄養嗜好並びに利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。
- ② 利用前日までにご連絡いただければ、きざみ食・二炊き・おかゆ食・おじや食の注文を受け付けます。

（食事提供時間） 12：00～13：00

- (2) 排泄
 - ① 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- (3) 入浴
 - ① 入浴又は清拭を行います。
(入浴時間) 14:00～15:30 希望により時間変更可能
 - ② 寝たきり等で座位のとれない方は機械浴槽を用いての入浴が可能です。
- (4) 機能訓練
 - ① 利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
 - ② 月4回長崎労災病院の理学療法士による、リハビリを行います。
 - ③ 当施設の保有するリハビリ機器
下肢屈伸運動器・低周波治療器・マッサージ器
- (5) 健康管理
 - ① 送迎後のバイタルチェック（血圧・体温・脈拍の測定）により各サービスの提供の判断、及び健康管理を行います。
 - ② ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに利用者の担当主治医あるいは協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- (6) 送迎
 - ① 原則として、ご自宅（玄関先）まで送迎致します。
 - ② 家族、ご利用される本人の希望の時間帯に合わせた送迎を行います。
 - ③ 家族の方が不在（留守）の場合、ご連絡いただければ、状況に応じて対応いたします。
- (7) 相談・援助
 - ① 当施設は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、ご利用時間に応じて異なります。

地域密着型通所介護費

	要介護度	利 用 時 間		
		5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
サービス利用に係る自己負担額	要介護 1	645 円	666 円	739 円
	要介護 2	761 円	786 円	873 円
	要介護 3	879 円	908 円	1,012 円
	要介護 4	995 円	1,029 円	1,150 円
	要介護 5	1,113 円	1,150 円	1,288 円
	要支援 1（事業対象者含む）	1,655 円 / 月		
	要支援 2（事業対象者含む）	3,393 円 / 月		

加 算

種 類	該 当 者	自己負担額
入浴加算	要介護者	50 円 / 1 回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要介護者	6 円 / 1 回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援 1	24 円 / 1 月
	要支援 2	48 円 / 1 月
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	全 員	所定単位数×5.9%
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	全 員	所定単位数×1.0%

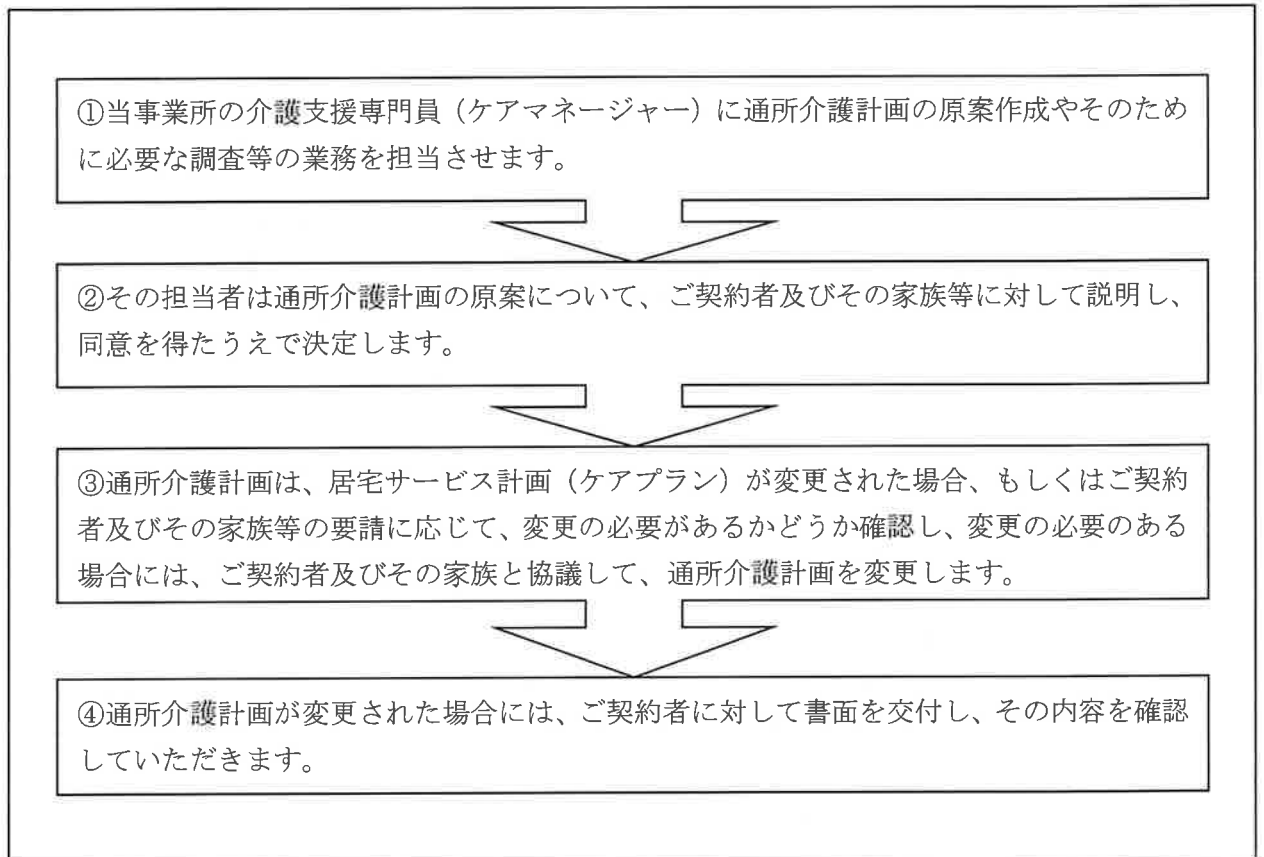
※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容
食 費	食事サービスを受ける方は、食費が必要となります。 食費 420 円
理容・美容	2ヶ月に1回、青山荘協力協議会様のご協力で調髪サービス（1,000 円）が利用できます。 パーマをご希望の方は、近くに美容室がありますのでご利用できます。 整髪をご希望の方は、近くに理容室がありますのでご利用できます。 パーマ料金・整髪料金は、実費をいただきます。
日常生活品の購入代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、事業所の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、前日までに購入品名及び代金を添えてお申し込み下さい。 * 但し、当事業所利用において必要な物に限ります。

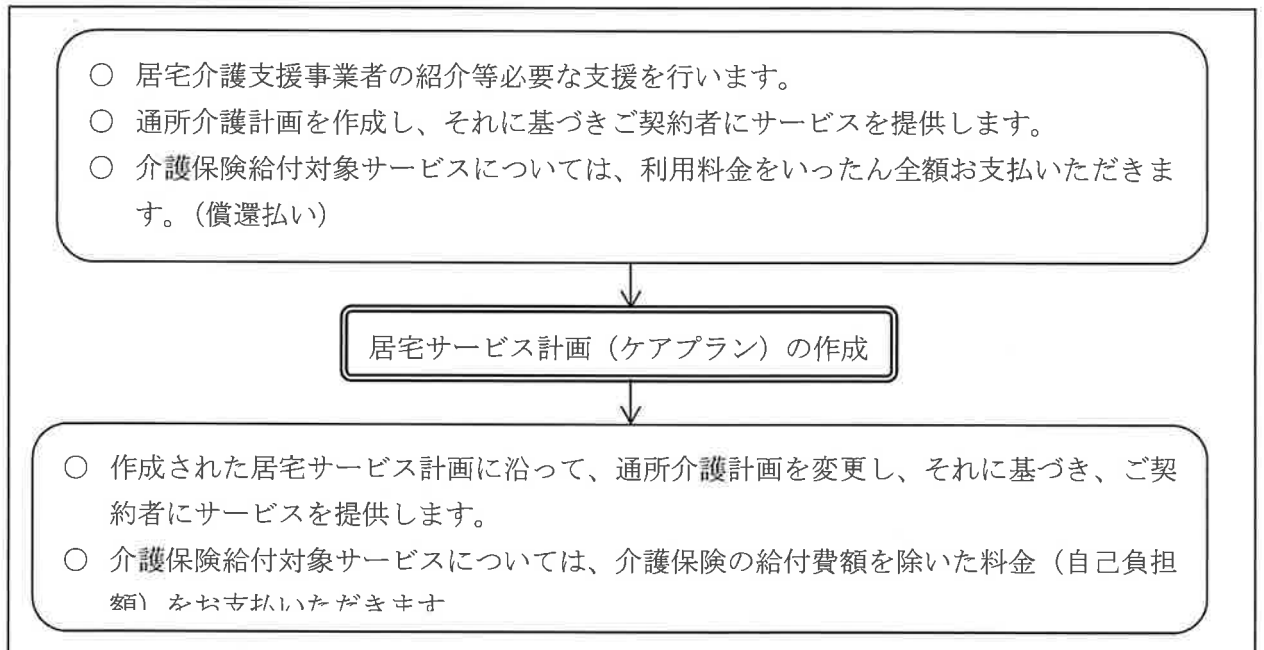
10 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供の流れは下記の通りです。

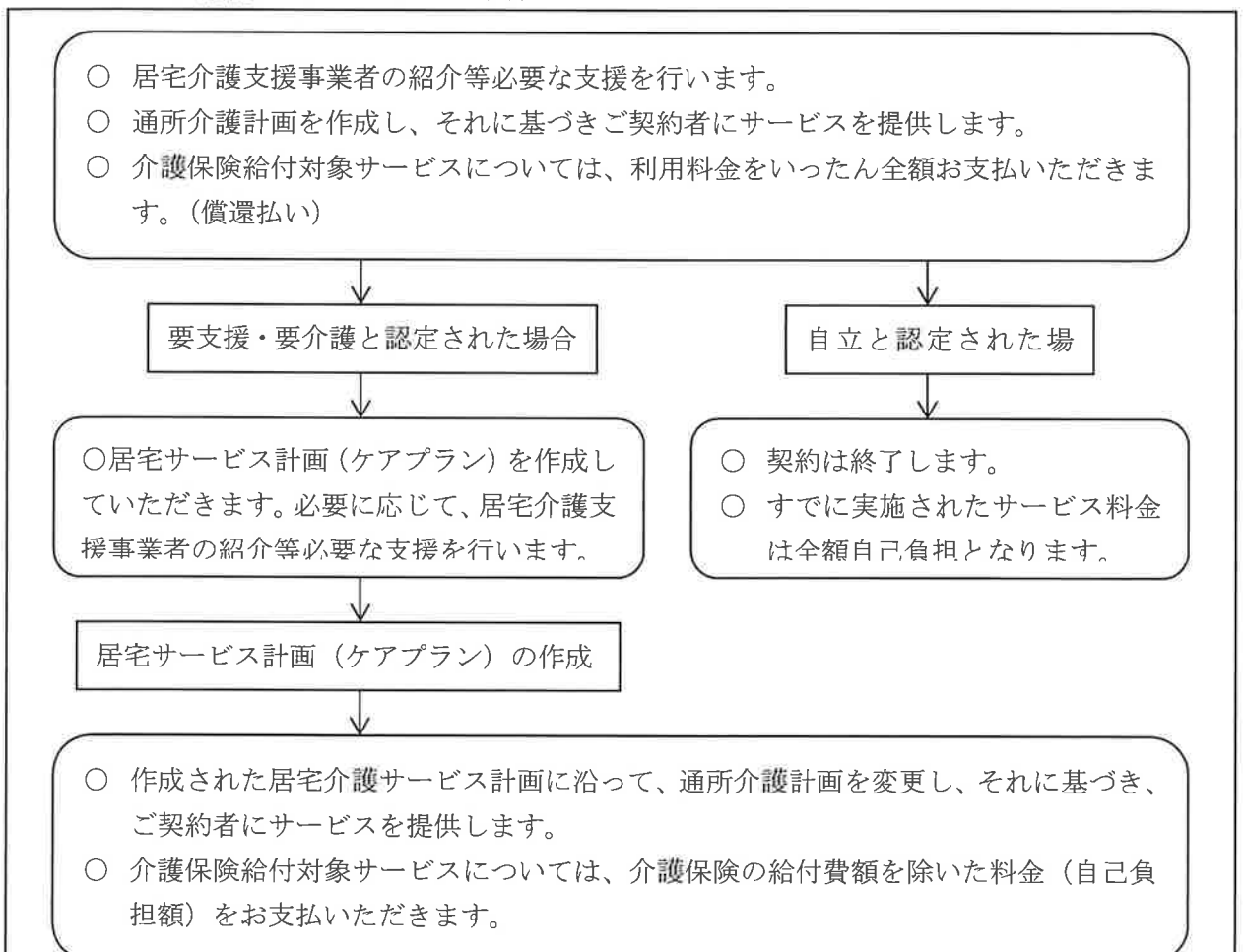


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは下記の通りです。

①要介護認定を受けている



②要介護認定を受けていない場合



11 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所ではご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次ぎのことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意をえます。

12 契約の終了

契約の有効期間は、契約締結の日から1ヵ月間ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約はさらに1ヵ月間同じ条件で更新され以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な破損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

※ ③④⑤の場合においては、ご契約者が継続してサービスを利用することが出来る為の引受施設を紹介いたします。

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑥ 事業所もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業所もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヵ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が、病院又は診療所に入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

13 感染予防と対策

水 質 対 策	<ul style="list-style-type: none">・当事業所は、公水を使用しています。・調理室の使用水は毎朝、残留塩素測定を行っています。
感 染 予 防	<ul style="list-style-type: none">・利用者は、施設到着後、手指消毒（ウエルパス）をしていただきます。・食事前にも、手指消毒（ウエルパス）をしていただきます。・介護職員は、院内感染予防に努めています。

14 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 壮志会 押渕医院
院長名	押 渕 英 展
所在地	長崎県松浦市御厨町里免37番地1
電話番号	0956(75)0311
診療科目	内科・外科・整形外科・循環内科
救急指定の有無	無

15 協力歯科医療機関

名称	たかしま歯科
院長名	高 島 近 英
所在地	長崎県松浦市御厨町里免369番地10
電話番号	0956(75)0032

16 非常災害時の対策

非常時の対応	事業者は、非常災害に関する具体的（消防・風水害・地震等）計画を作成し防火管理者又は、火気、消防等について責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出訓練を行う。			
訓練及び	松浦地区消防署職員立会いにて年2回消火訓練・避難訓練・救難訓練を実施し年10回避難誘導訓練を行う			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	補助散水栓	3箇所
	自動火災報知器	あり	漏電火災報知機	あり
	誘導灯	15箇所	防火扉	なし
	ガス漏れ報知機	あり	非常電源設備	あり

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙	施設内は、禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物持込	施設内にペットを持ち込む時は、ご相談下さい。

18 事故発生時の対応

- (1) 介護サービス提供中に利用者に事故が発生した場合には速やかに事故発生時の対応マニュアルにより対応を行います。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合はこの限りでない。

19 緊急時の対応

- (1) 介護サービス提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、家族・管理者に報告しなければならない。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからず事由による場合はこの限りでない。

20 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(1) 利用者からの相談又は苦情等の処理体制・手順

- ① 利用者及びその家族からの苦情・相談を受けた場合、その内容を充分聴き、内容を確認したうえで、その段階で解決できると判断されるものはその場で解決する。
- ② 窓口担当者で解決が困難な場合は、処理を保留し、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し解決する。
- ③ ②での解決が困難な場合は、当該利用者及びその家族に運営適正化委員会（県社協）への申し立てができる旨を伝え、速やかに当該事案の概要を県当局に伝えその指示を仰ぐものとする。
- ④ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、速やかに必要な改善を行う。

(2) 損害賠償

- ① 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負う。
- ② 事業者は、守秘義務に違反した場合も同様とする。
- ③ 社会福祉施設総合賠償保障共済制度において、必要な損害賠償を行う。

(3) 損害賠償がなされない場合

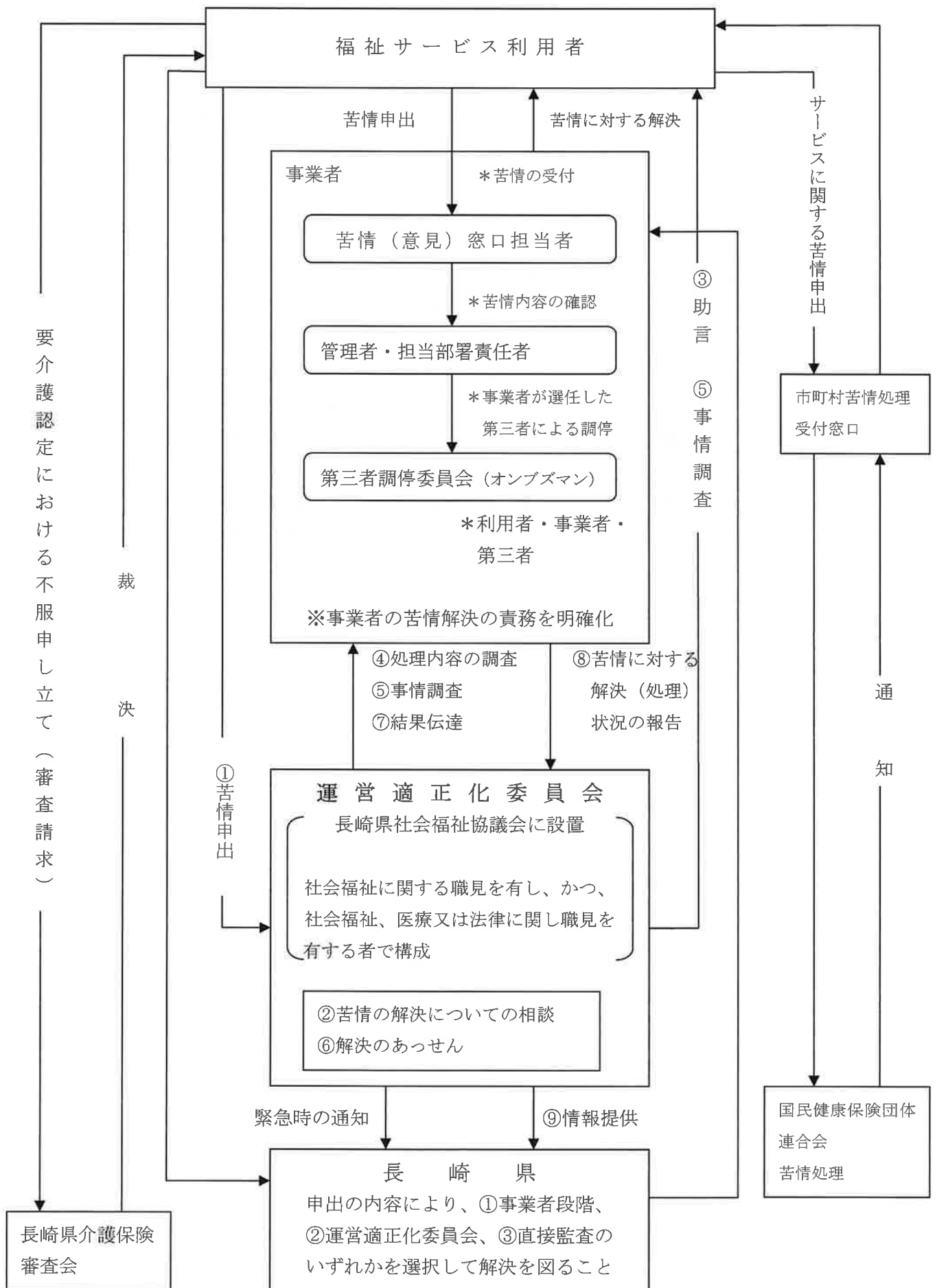
事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償を免れる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に、専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(4) 行政機関その他苦情受付期間

松浦市福祉事務所	所在地	☎859-4501 松浦市志佐町里免 365
	電話番号	0956-72-4672
国民健康保険団体連合会	所在地	☎850-0025 長崎市今博多町 8 番地 2
	電話番号	095-826-7291
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	☎852-8555 長崎市茂里町 3 番地 24 号
	電話番号	095-846-8600
長崎県介護保険審査会 (福祉保健部長寿社会課)	所在地	☎850-8570 長崎市江戸町 2-13
	電話番号	095-824-1111



令和 年 月 日

指定通所介護事業サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

通所介護事業所 春風荘

説明者職名 _____ 氏名 _____ (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護事業サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者の家族等 住所 _____

氏名 _____ (印)

続柄 _____

